

弁護人主張の要旨

リンさん刑事裁判弁護団
主任弁護人 石黒大貴

1 事案の概要

技能実習生の立場で妊娠が発覚すれば、母国ベトナムに帰国させられ家族に迷惑がかかることを恐れたリンさんは、一人で妊娠の事実を抱え込み、令和2年11月15日午前中、自宅の自室で双子を出産した。すぐに死産であることが分かったが、産後直後の疲労と精神的疲弊によって、休息をとったのちに、わが子をそのままにできないとの思いから、目の前にあった段ボールにタオルを敷き、子どもらを箱の中に納めた。さらに上からタオルをかけ、休憩をとりながら子どもらの名前を考え、名付けた名前と「安らかに眠ってください」とのメッセージを書いた紙を上へのせ、自室にあるリンさんの腰の高さほどの台（キャビネット）の上に置いた。本件は、出産当日である令和2年11月15日中のリンさんの上記行動が、「葬祭義務」に違反した死体の「放置」であるとして、死体遺棄罪であるとして起訴された事案。

2 死体遺棄罪とは

死体遺棄罪（刑法190条）は、死者に対する社会的風俗としての宗教的感情を保護法益としている。裁判例上、「宗教風俗上、死体の処置に関し、道義上首肯しえないような方法で埋葬、冷遇放置、隠匿する場合」には死体遺棄罪が成立するとされている。また、葬祭義務を有する者が、これに違反して、死体を放置しその場から離去する場合に、「放置」という不作為（何もしないこと）を理由に死体遺棄罪の成立を認めている。なお、この「葬祭義務」というのは、法令上の規定はなく、慣習上の義務とされている。

3 墓埋法との関係

墓地埋葬等に関する法律（通称「墓埋法」）3条本文において、「埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行ってはならない」と規定されている。リンさんは何もしなかった「放置」を理由に起訴されているが、死産当日の15日中

に葬祭義務の履行を要求することは、死後24時間以内の埋葬・火葬を禁止する法律の規定と明らかに矛盾する。

4 弁護人の主張

弁護人は、前項3の墓除法上の規定から、15日当日のリンさんに葬祭義務を要求することはできないことを主張しつつ、そもそもリンさんが行った行為は遺体の冷遇放置ではなく、埋葬のため安置であることを主張している。

すなわち、リンさんのとった行為は、死産直後の肉体的・精神的に疲弊しきった状態で、限られた身の回りの物で棺を作り、我が子の遺体を入棺した行為であって、これを葬祭義務に違反した放置とは評価できない。なお、死産した嬰兒の遺体を紙箱に入れている産婦人科も存在する。

また、リンさんは、自らの体調が回復したのちに子どもらを埋葬する意思を有していたが、言語も文化も異なる日本において、死産した場合の埋葬手続もわからなかった状態であった。

そして、長時間のお産に伴う苦痛に一人で苦しみながら産み落とした子どもが死産であった状態下において、リンさんにどこまでの行動を期待できたのかという点（期待可能性）が大きく問題になる。

葬祭義務が具体的に何を意味するのかは明らかにされておらず、リンさん自身が体力的・精神的に限界の中で、彼女がとった精一杯の行動は、刑罰を以って処罰されなければならぬのかは極めて疑問である。

本件で死体遺棄罪が成立してしまえば、妊娠の事実が発覚すれば帰国させられる恐怖に怯える技能実習生は当然のこと孤立出産を余儀なくされ、死産した母親たちが、出産当日に何もしなかったことを理由に、死体遺棄罪で逮捕される例が増えることに大変な危機感をいただいている。

弁護団としては、何としてもリンさんの無罪を勝ち取る決意である。

以 上